

盛岡市業務継続計画 (災害編)

平成25年3月27日策定
平成30年3月30日変更

盛 岡 市

目 次

第1章	基本的事項	1
1	計画の目的	1
2	非常時優先業務	1
3	計画の効果	1
4	地域防災計画との関係	2
5	業務継続の行動方針	3
第2章	計画の実施	4
第1節	計画の発動	4
1	発動要件	4
2	発動事務	4
3	発動後の流れ	4
第2節	発動の解除	5
第3章	想定する災害と市域の被害想定	6
第1節	想定する災害	6
1	想定する災害	6
2	発生時期	6
第2節	市域の被害想定	6
第4章	非常時優先業務の選定	9
1	非常時優先業務の選定対象となる業務	9
2	非常時優先業務の選定の考え方	9
3	非常時優先業務の選定結果	10
第5章	非常時優先業務の実施に必要な共通資源	11
第1節	職員	11
1	指揮命令系統の確立	11
2	職員の安否確認	12
3	職員の参集予測	12
4	職員の確保	17
第2節	職員以外の共通資源	18
1	庁舎	18
2	電力	20
3	エレベーター	22
4	電話	23
5	IP無線	24
6	情報システム・重要な行政データ	25
7	執務環境（什器等・窓ガラス）	26
8	食料・飲料水・トイレ等	27
9	消耗品	29
10	車両	29
第6章	業務継続体制の強化に向けた取組	31
1	業務継続体制の強化の必要性	31
2	実施体制	31
3	業務継続の取組に係る今後の展開	31
資料1	非常時優先業務リスト	
資料2	共通資源状況リスト	
資料3	部署別参集職員数リスト	

更新履歴

- 平成 25 年 3 月 27 日 策定
- 平成 30 年 3 月 30 日 改定
- 平成 30 年 8 月 10 日 更新
- 令和元年 11 月 11 日 更新
- 令和 2 年 9 月 11 日 更新
- 令和 3 年 8 月 31 日 更新
- 令和 4 年 9 月 14 日 更新
- 令和 5 年 9 月 25 日 更新
- 令和 6 年 10 月 30 日 更新

第1章 基本的事項

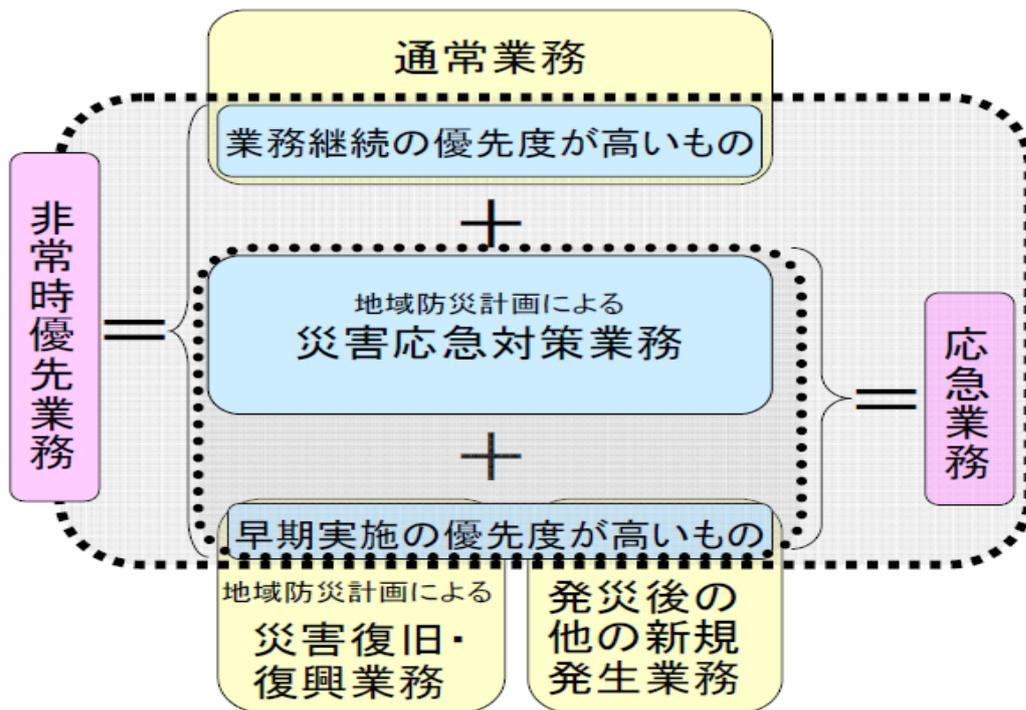
1 計画の目的

この計画は、災害が発生し利用できる人的・物的資源に制約がある状況下においても実施すべき非常時優先業務を選定し、その業務の実施に必要な資源の確保や配分等について必要な措置を講じることにより、災害発生時にあっても盛岡市において適切な業務執行を行うための取組を定めることを目的とする。

2 非常時優先業務

非常時優先業務は、本市において実施する、災害発生時に実施すべき応急業務（災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等）及び業務継続の優先度が高い通常業務（災害発生時であっても継続又は災害発生後早期に再開すべき通常業務）をいう。

<図表 1-1> 非常時優先業務のイメージ

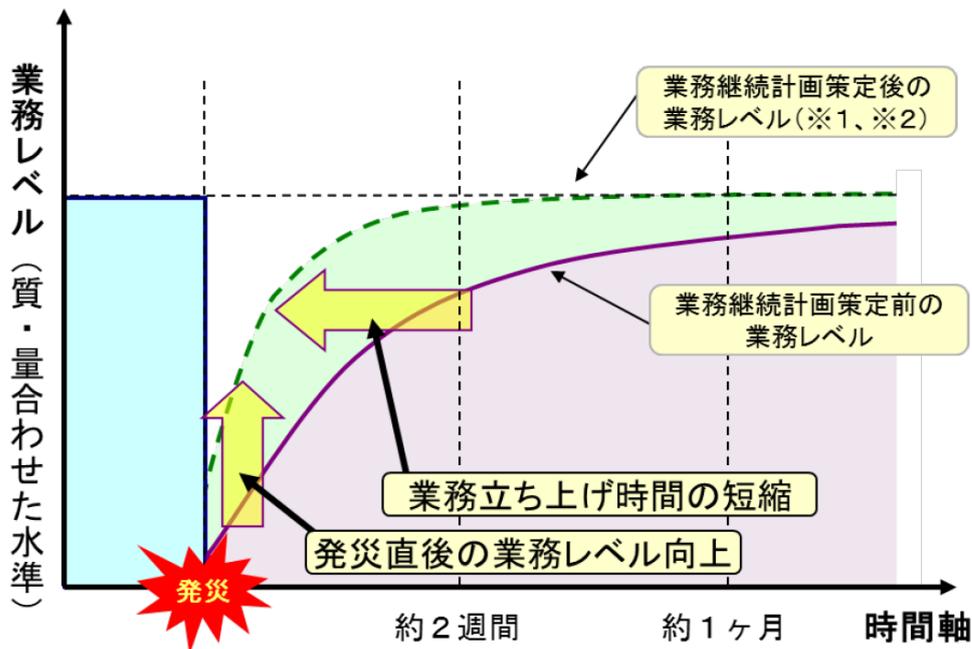


出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」
(平成 28 年 2 月内閣府 (防災担当))

3 計画の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、災害発生直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果が得られる。

<図表 1-2> 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」
(平成 28 年 2 月内閣府 (防災担当))

4 地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき地域防災計画を策定している。この計画は、盛岡市防災会議が策定する計画であり、本市と一部事務組合、県の出先機関、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者等の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的としている。

具体的には、風水害及び火山噴火を対象とした本編と震災対策編があり、想定される災害の被害想定、教育、訓練等の災害予防対策、災害に関する予報・警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生などの応急対策並びに復旧・復興対策について実施すべき事項を定めているが、それらは、市の被害を想定せずに作成されており、実際の災害発生時には、被害や影響により市の人的・物的資源が制約され、市が行うべき業務の実施に支障が生じることが考えられる。

一方、本計画は、行政の被災も前提とした計画で、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下においても、地域防災計画で定められた本市の役割を遂行するための取組を定めた計画である。

具体的には、非常時優先業務、その業務に必要な資源の確保や配分等について定め、必要な措置を講じていくことにより、災害発生時に迅速かつ的確に行動することを目的とした地域防災計画の実行性を確保するための計画である。

＜図表 1－3＞ 地域防災計画と業務継続計画の相違点

項 目	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

（平成 28 年 2 月、内閣府（防災担当））

5 業務継続の行動方針

災害発生時における市の業務継続の行動方針は、次のとおりとする。

- (1) 市民の生命、身体及び財産を守る。
（非常時優先業務の実施）
- (2) 非常時優先業務を実施するために必要な資源を全庁的な視点で確保・調整する。
（非常時優先業務を実施するための資源の確保）
- (3) 優先度の低い通常業務は、積極的に休止・縮小する。
（非常時優先業務を実施するための体制確保）

第2章 計画の実施

第1節 計画の発動

1 発動要件

次の条件のうち、少なくとも1つ以上の条件に該当する場合に、本業務継続計画を発動する。

- (1) 市内に甚大な被害が発生すると想定される震度6強以上の地震を観測した場合
- (2) 大規模災害の発生等による市域の被害状況等に基づき、盛岡市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

【参考】盛岡市災害対策本部設置基準（盛岡市災害対策本部活動要領）

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により市長が必要と認めたときに設置します。設置基準は、おおむね次のとおり。

- (1) 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）（火山現象に係るものを除く。）

イ 水防法（昭和24年法律193号）第10条第2項の規定による北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報又は雫石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報（以下「氾濫警戒情報」という。）

ウ 水防法第16条第1項及び第2項の規定による北上川水防警報（出動）、雫石川水防警報（出動）、中津川水防警報（出動）、築川水防警報（出動）、松川水防警報（出動）又は諸葛川水防警報（出動）（以下「水防警報（出動）」という。）

- (2) 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。

- (3) 市内で震度5強を観測したとき。

- (4) 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表されたとき。

- (5) その他本部長が特に必要と認めたとき。

2 発動事務

災害対策本部の事務局が、発動手続きに関する事務を処理する。

3 発動後の流れ

- (1) 本計画が発動された場合、災害対策本部の各本部員は部内各課に本計画の発動を伝達するとともに、初動体制の確立時から本部の総力を挙げて非常時優先業務に従事する。
- (2) 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、災害対策本部員会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき選択・実施する。
- (3) 災害対策本部は、非常時優先業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて、市民・防

災関係機関、報道機関等に災害に関係する情報を伝達する。

- (4) 非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止・縮小するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で実施する。

第2節 発動の解除

本部長は、本市における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、平常時の業務継続が可能と判断した場合、業務継続計画の発動を解除する。ただし、各本部員は、解除前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

第3章 想定する災害と市域の被害想定

第1節 想定する災害

1 想定する災害

本市において、大規模な被害を生じさせる可能性が高い災害は、地震災害、水害及び火山災害である。

＜図表3-1＞ 盛岡市において大規模な被害を生じさせる可能性が高い災害

項目	地震災害	水害	火山災害
被災地域	全域	主に河川周辺の地域	盛岡市北西部
主な被災内容	建物倒壊、火災等	床上・床下浸水、土砂崩れ等	火山泥流（降雪時のみ）・降灰等
災害発生の予報	不可能（地震は、突発的に発生する。）	可能（気象庁の気象警報・注意報による。）	可能（気象庁の噴火警報・注意報による。）
災害発生前の避難	不可能	可能	可能
出典	盛岡市地域防災計画等	盛岡市防災マップ、盛岡市地域防災計画等	岩手山火山防災マップ、岩手県地域防災計画等

地震災害は、市全域が被災地域となること及び災害発生の予報と災害発生前の避難が不可能であることから、他の災害と比較し、応急業務の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラと市庁舎等が使用不能となるおそれがあるため、対処が最も困難な災害であると考えられる。あわせて、地震災害は、様々な災害の被害及び影響を広く包含すると考えられる。

以上のことから、本計画において想定する災害は地震災害とする。このことにより、水害、火山災害等の様々な災害に対して、本計画を適用することが可能となる。

なお、水害は、全国的に大規模な被害が毎年発生しており、第5章 第1節において、水害発生時に必要な職員数について検討することとする。

地震災害については、令和2年度盛岡市防災アセスメント調査において想定されている「北上低地西縁断層帯の内陸活断層型地震（最大震度7、M7.8）」を参考とする。

2 発生時期

想定する災害の発生時期は、火気の使用が最も多い季節・時間帯で、地震火災の危険が最も大きい冬の平日夕方6時頃とする。

第2節 市域の被害想定

本計画の被害想定である、盛岡市防災アセスメント調査における「北上低地西縁断層帯の内陸活断層型地震（最大震度7、M7.8）」が発生した場合の被害とその被害状況は、次のとおりである。

<図表 3-2> 想定される市域の被害状況

名称		北上低地西縁断層帯型地震	被害状況
出典		盛岡市防災アセスメント調査結果報告書	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府防災担当）等
被害項目等		盛岡市の被害等	一般的な被害の内容
最大震度		震度7	震度6強から7
人的被害	負傷者数	472人	<ul style="list-style-type: none"> ・立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れたり飛ぶこともあり、死傷する可能性がある。
建物被害	対象建物棟数	木造建物：101,351棟 非木造建物：19,869棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物（概ね昭和56年以前）は、壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られるようになる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 ・耐震性が低い木造建物（概ね昭和56年以前）は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
	被害棟数	全壊：1,160棟 半壊：3,076棟	
火災被害	焼失棟数	266棟	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域が大規模に連担している地域を中心に大規模な火災延焼被害が想定される。
ライフライン被害	電気	電灯件数：約13万件 停電件数（直後）：77,016件 停電率（直後）：57.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する。 ・電力の復旧は、1週間後 ・復旧後も計画停電の可能性はある。
	通信	回線数：約4.6万件 不通回線数（直後）：23,936件 不通率（直後）：51.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通 ・引込管路等での断線により不通となる。 ・不通が1週間継続
	上水道	給水人口：約29万人 断水人口（直後）：64,535人 機能支障率（直後）：22.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生 ・非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用不可 ・断水が1週間継続する。
	下水道	処理区域人口：約27万人 機能支障人口（直後）：961人 機能支障率（直後）：0.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難 ・利用支障は1か月継続する。
	ガス	都市ガス：影響なし LPガス：220件	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスは安全措置によりガスの供給が中断する可能性がある。 ・低圧ガスは、1か月程度で復旧
	橋梁（道路）	予測対象：61箇所 中規模損傷：2箇所 小規模損傷：35箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い橋梁等道路施設の被害、沿道建物の倒壊、電柱の倒壊、隣接する街区での延焼火災、液状化による段差やマンホール等の飛び出し等の被害が発生する。

			<ul style="list-style-type: none">・がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
--	--	--	---

第4章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定対象となる業務

本市における、非常時優先業務の選定対象は、事務事業評価の対象事業から抽出した通常業務及び災害対策本部規程（昭和52年3月16日災害対策本部訓令1号）に規定されている応急業務とした。

2 非常時優先業務の選定の考え方

非常時優先業務の選定対象となる業務を図表4-1の非常時優先業務の選定基準表に基づき分類した。そのうち、初動体制の確立から、復旧・復興に係る業務が本格化し、窓口行政機能が回復する2週間以内に開始すべき業務を非常時優先業務とした。

非常時優先業務の選定基準表は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））」における選定基準表を基本とし、先進地方自治体の考え方を参考に作成したものである。

<図表4-1> 非常時優先業務の選定基準表

業務開始目標時間	該当業務の考え方	代表的な業務例
① 3時間以内 (初動)	・初動体制の確立	ア 災害対策の根幹となる体制立ち上げ（人、場所、通信、情報等） イ 共通資源の確認（職員安否、通信、情報システム等）
② 3時間以内	・被災状況の把握、情報発信 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	ア 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） イ 被害情報の発信（来庁者対応の掲示板等） ウ 発災直後の火災等対策（消火、避難・警戒・誘導処置等） エ 救助・救急体制確立（応援要請、部隊編成・運用） オ 人命の救出、救助活動 カ 避難所の開設、運営
③ 1日以内	・避難生活支援の開始 ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・被災施設の応急対策 ・重大な行事の手続き	ア 短期的な二次被害予防（土砂災害危険箇所における避難等） イ 市区町村管理施設の応急復旧（道路、上下水道、交通等） ウ 衛生環境の回復（防疫活動、保健衛生活動等） エ 災害対策活動体制の拡充（応援受け入れ等） オ 遺体の取扱い（収容、保管、事務手続き等） カ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） キ 被災施設の応急対策（二次被害回避措置） ク 社会的に重大な行事等の延期調整（選挙等）
④ 3日以内	・避難者への環境の改善 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	ア 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） イ 市街地の清掃（ごみ・瓦礫処理等） ウ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）

		エ 業務システムの再開等
⑤ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	ア 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） イ 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ウ 教育再開に係る業務 エ 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） オ 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
⑥ 1か月以内	・上記以外の業務	

3 非常時優先業務の選定結果

市の業務総数は1,460件あり、このうち非常時優先業務は951件であった。その内訳は応急業務が396件、優先度の高い通常業務が555件、それ以外の業務が509件であった。

（図表4-2）

業務開始目標時間別の非常時優先業務数の一覧は、図表4-3のとおりである。

<図表4-2> 非常時優先業務の選定結果

区分		合計
市の業務		1,460
	非常時優先業務	951
	応急業務	396
	優先度の高い通常業務	555
	非常時優先業務以外の業務	509

<図表4-3> 業務開始目標時間別の非常時優先業務数

業務開始目標時間	応急業務	優先度の高い通常業務	合計
3時間以内	146	41	187
1日以内	151	22	173
3日以内	72	30	102
2週間以内	27	462	489
合計	396	555	951

第5章 非常時優先業務の実施に必要な共通資源

本章では、非常時優先業務の実施に全庁的に必要な資源（共通資源）の現状と課題について整理するとともに、必要となる対策についてまとめた。

なお、各部署の個別業務の実施に必要な資源（個別資源）の確保等については、各部署の個別の活動マニュアルで対策を検討する。

＜図表5-1＞ 非常時優先業務の実施に必要な共通資源

名 称	主 な 内 容
職員	指揮命令系統、安否確認、参集予測
庁舎	耐震性
電力	非常用発電機
エレベーター	閉込対策
電話	交換機、固定電話、衛星携帯電話
防災行政無線・IP無線	防災行政無線（同報系）、IP無線
情報システム・重要な行政データ	インターネット、各種情報システム、サーバー設置場所
執務環境	執務室内の什器等、窓ガラス
食料・飲料水・トイレ等	職員用の食料・飲料水・トイレ等
消耗品	コピー用紙、プリンターのトナー等
車両	各庁舎の重要車両の台数

第1節 職員

災害発生時に、非常時優先業務を遂行するため、責任者が不在の場合でも指揮命令系統を確立し、迅速かつ的確に意思決定する必要がある。また、災害発生時、非常時優先業務を実施するためには、職員の確保が必要であり、その安否確認と業務に従事可能な職員数を把握することが重要である。

1 指揮命令系統の確立

(1) 現状

災害対策本部規程（昭和52年3月16日災害対策本部訓令第1号）において、次のとおり規定されている。

- ア 指揮監督者 本部長（市長）
- イ 本部長の代理順序 副本部長（副市長）、本部員（総務部長）
- ウ 部長（本部員）の代理者 副本部長（次長級職員）

(2) 課題

- ア 副本部長以下の代理順序が定められていない。
- イ 上司が不在の場合は、指揮命令及び意思決定に支障をきたすおそれがある。

(3) 対策

- ア 副本部長以下の代理順序は、市長内部部局専決及び代決に関する規程（昭和33年7

月 21 日訓令第 4 号) を準用することを基本とする。

イ 活動マニュアルを整備し、指揮監督者（代理者）が不在の場合でも迅速かつ的確に非常時優先業務を実施できるように準備する。

＜図表 5－2＞ 市長内部部局専決及び代決に関する規程における不在者と代理者等

不在者	代理者等
部長	部内の次長、主管課長の順で代理する。
課長	課内の課長補佐、副主幹、係長級職員の順で代理する。

2 職員の安否確認

(1) 現状

ア 各部署は所属職員の安否や参集状況を取りまとめ、職員課に報告する。

イ 安否を確認できない職員に対しては、継続的に安否確認する。

(2) 課題

通信回線の寸断や輻輳^{ふくそう}(※)が発生し、職員と連絡できず、安否を確認できないおそれがある。(輻輳：災害時等に発生する通信要求過多により、通信が成立しにくくなる現象)

(3) 対策

ア 各部署は、職員の固定電話、携帯電話、電子メール等複数の連絡先を明記した緊急連絡網を整備する。

イ 勤務場所等に参集できず通信手段も確保できない職員については、本人又はその家族等が、勤務場所、最寄りの市庁舎、近隣の他の職員等に、当該職員の安否情報を報告する。

ウ 相当の期間、安否が確認できない職員については、所属長等が居住地等において当該職員の安否を直接確認する。

エ 通信回線の輻輳^{ふくそう}に備え、災害用伝言ダイヤル（171）やインターネット上の災害用伝言板（WEB171）等の安否確認方法を活用する。

3 職員の参集予測

勤務時間外（在宅時）に地震が発生した場合の職員の参集予測を行い、非常時優先業務に従事可能な職員数を把握する。

(1) 対象

地震発生直後に、自宅から通常の勤務場所に参集する職員を対象とする。

なお、市長、副市長、教育長、部長及び次長級職員は、非常時優先業務の具体の事務に従事せず、災害対策本部員会議に従事することから参集予測の対象から除外した。また、福祉施設の職員及び市立病院の医療職も非常時優先業務に従事しないことから参集予測の対象としないこととした。

<図表 5-3> 参集場所と参集対象者数

(単位：人)

参集場所	本庁舎本館	本庁舎別館	内丸分庁舎	都南分庁舎	玉山分庁舎	舎 若園町分庁	保健所	本庁舎 上下水道局	事務局 市立病院	その他	合計
参集対象者数	436	256	63	238	68	120	152	134	20	284	1,771

(2) 時間区分

非常時優先業務の実施に必要な職員数と比較するため、1時間以内、3時間以内、1日(24時間)以内、3日(72時間)以内及び7日(168時間)以内の5区分とした。

(3) 参集予測の考え方

ア 参集距離

各職員の居住地(小学校区)から参集場所までの距離とした。

イ 移動手段

原則、徒歩とした。

ウ 歩行速度

一般的な歩行速度は4km/hだが、災害のため歩きにくくなることや迂回が必要になること等を考慮して3km/hとした。

エ 参集開始時間

参集の準備等のため、地震発生の30分後に移動を開始することとした。

オ 参集距離が20km以上の職員

当該職員は、公共交通機関を使用して参集するものと想定した。公共交通機関は災害発生直後に運休、災害発生後2日目を目途に限定的に復旧し、3日目から部分的に運行可能と想定した。

カ 参集を開始できない職員の割合

阪神・淡路大震災における地方自治体職員の参集率(図表5-4)を参考に、本人や家族の死傷、救出活動等のため参集を開始できない職員の割合(図表5-5)を設定した。

<図表 5-4> 阪神・淡路大震災における地方自治体職員の参集率

項目	地震発生当日	2日後	3日後	4日後	5日後
兵庫県	20%			約7割	
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
伊丹市	75%	80%	83%	85%	
西宮市	51%	66%	69%	78%	
芦屋市	42%	52%	60%	69%	
宝塚市	60%				

出典：国土交通省業務継続計画(平成19年6月国土交通省)

<図表 5-5> 参集を開始できない職員の割合

1時間	3時間	1日 (24時間)	3日 (72時間)	7日 (168時間)
80%	60%	50%	30%	10%

キ 参集計算

参集計算は、次の順で行う。

(7) 全職員の参集時間を算出する。

(参集時間 = (ア 参集距離 ÷ ウ 歩行速度) + エ 参集開始時間)

(イ) 参集距離が 20km 以上の職員については、災害発生後 3 日目に参集を開始するものとする。(「オ 参集距離が 20km 以上の職員」の適用)

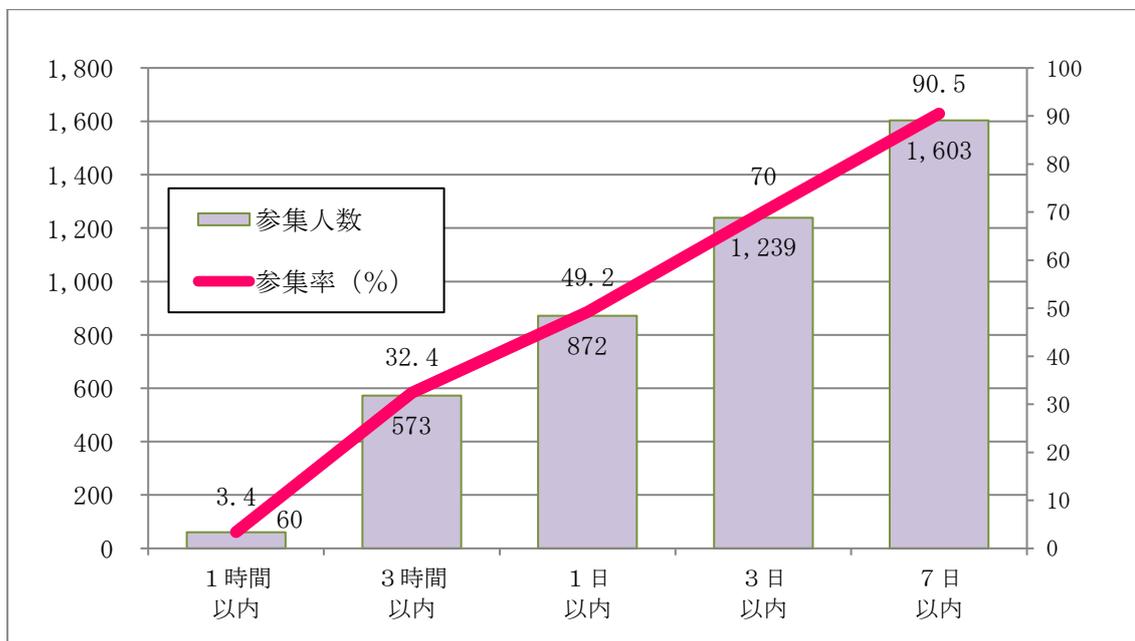
(ウ) 参集時間ごとに、参集する職員数を集計する。

(エ) 参集時間ごとの参集職員数から参集を開始できない職員の割合に応じた職員数を減算する。(「カ 参集を開始できない職員の割合」の適用)

(4) 参集予測結果

市全体では、地震発生後、1 時間以内に 60 人 (3.4%)、3 時間以内で 573 人 (32.4%)、1 日 (24 時間) 以内に 872 人 (49.2%)、3 日 (72 時間) 以内に 1,239 人 (70%)、7 日以内に 1,603 人 (90.5%) が参集すると予測される。

<図表 5-6> 市全体の参集予測結果



<図表 5-7> 参集場所ごとの参集予測

(単位：人)

庁舎名	1 時間	3 時間	1 日	3 日	7 日	参集対象者数
本庁舎本館	20	158	220	308	397	436
本庁舎別館	15	92	126	181	231	256
内丸分庁舎	1	21	30	43	57	63
都南分庁舎	4	74	124	176	227	238
玉山分庁舎	0	7	26	45	58	68
若園町分庁舎	5	40	60	83	109	120
保健所	9	53	74	101	134	152
上下水道局本庁舎	6	49	68	93	122	134
市立病院(事務局)	0	7	10	14	18	20
その他	0	72	134	195	250	284
参集人数	60	573	872	1,239	1,603	1,771
参集率 (%)	3.4	32.4	49.2	70	90.5	-

(5) 非常時優先業務に必要な職員数

非常時優先業務に必要な職員数を比較するため、地震災害と水害の場合における指定

一般避難所等の設置箇所数を次のとおり想定した。

ア 地震災害

地震災害において、次の3パターンの避難所等の設置を想定した。

＜図表5-8＞ 指定一般避難所等想定設置箇所数

名称	設置箇所数		
	①	②	③
指定緊急避難場所 (指定避難所を兼ねるものを除く。)	55	0	0
指定一般避難所	191	50	0
支援物資集積場所	9	1	0
ボランティアの受入場所	3	1	0
臨時ヘリポート設置場所	19	1	0
自衛隊等集結場所	9	1	0
遺体収容所	7	1	0
復旧資機材	2	1	0
応急危険度判定士の受入場所	1	1	0
合計	296	57	0

全ての場合において、非常時優先業務を、全て実施する前提である。

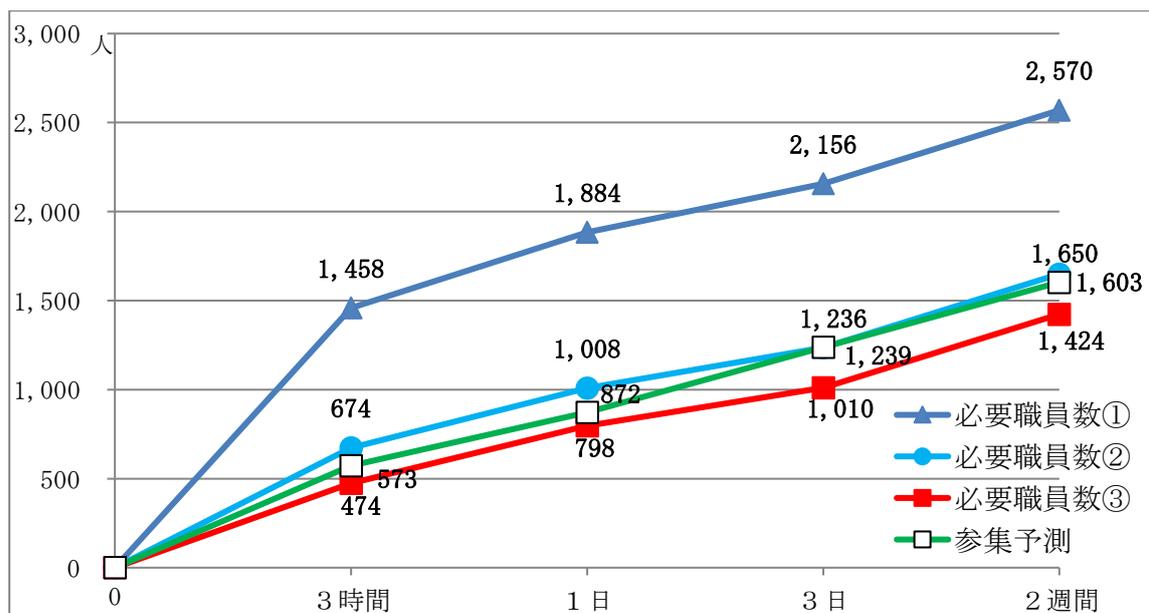
設置箇所数①は、指定一般避難所等を296箇所設置する場合である。

設置箇所数②は、東日本大震災における本市の状況を参考に、指定一般避難所等を57箇所設置する場合である。

設置箇所数③は、指定一般避難所等を全く設置しない場合である。

参集予測と非常時優先業務に必要な職員数を比較した結果は、図表5-9のとおりである。

＜図表5-9＞ 職員の参集予測と非常時優先業務に必要な職員数の比較



必要職員数①から③は、「＜図表4-3＞ 業務開始目標時間別の非常時優先業務数及び＜図表5-8＞ 指定一般避難所等想定設置箇所数（地震災害）」に基づき算出したものである。

イ 水害

水害において、次の3パターンの避難所等の設置を想定した。

<図表5-10> 指定一般避難所等想定設置箇所数(水害)

名称	設置箇所数		
	④	⑤	⑥
指定緊急避難場所 (指定避難所を兼ねるものを除く。)	0	0	0
指定一般避難所	50	20	10
支援物資集積場所	2	1	1
ボランティアの受入場所	4	2	1
臨時ヘリポート設置場所	3	2	1
自衛隊等集結場所	3	2	1
遺体収容所	2	1	0
復旧資機材	20	10	5
合計	84	38	19

水害は、突発的に発生する地震災害と異なり、事前に発生の予測し準備が可能であることから、参集が可能な職員は予め庁舎に参集し、非常時優先業務を全て実施する前提とした。

なお、地震災害と同じく、1割の職員は被災等により、参集できない想定としている。

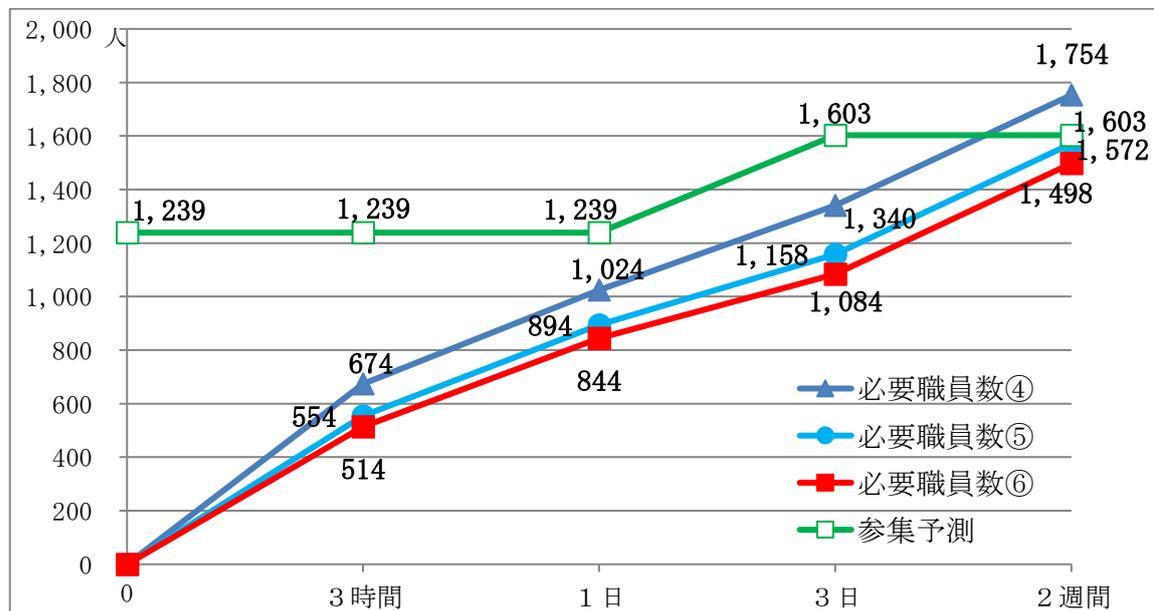
設置箇所数④は、指定一般避難所等を84箇所設置する場合である。

設置箇所数⑤は、平成25年の8月9日、9月16日の水害が同時に発生したことを想定し、指定一般避難所等を38箇所設置する場合である。

設置箇所数⑥は、平成25年の8月9日、9月16日の水害のどちらか1つが発生したことを想定し、指定一般避難所等を19箇所設置する場合である。

参集予測と非常時優先業務に必要な職員数を比較した結果は、図表5-11のとおりである。

<図表5-11> 非常時優先業務に必要な職員と参集予測の比較(水害)



必要職員数④から⑥は、「<図表4-3> 業務開始目標時間別の非常時優先業務数及び<図表5-10> 指定一般避難所等想定設置箇所数（水害）」における設置箇所数に基づき算出したものである。

4 職員の確保

(1) 現状

- ア 市全体では、非常時優先業務の実施に必要な職員数より参集予測による職員数が少ないことから、職員の不足が想定される。
- イ 市全体での職員の不足が想定されるが、各部課等における職員数を業務開始目標時間別に比較すると、職員が不足する部課等と過剰になる部課等がある。
- ウ 参集した職員は、交代要員が確保できるまでの間、連続して業務に従事するおそれがある。

(2) 課題

- ア 非常時優先業務の実施に必要な職員数を確保できないおそれがある。
- イ 災害発生後しばらくは十分な職員を確保できないことから、職員の肉体的及び精神的な負荷が増大し、業務に従事できなくなる職員が発生するおそれがある。
- ウ 参集した職員は、帰宅等ができず、家族等の安否確認ができないこと等により業務に専念できなくなるおそれがある。

(3) 対策

ア 職員の動員配備体制の周知徹底

総合防災訓練等の際に、災害発生時に職員が自主参集する基準を周知徹底する。

イ 職員の参集方法

職員は参集に当たり、自転車やバイク等できる限り速やかに参集場所に到着するための有効な手段を使用するものとする。そのため事前に参集経路を確認しておくこととする。

ウ 職員の自宅における取組

災害発生時に、自宅の被害を軽減し、確実に参集できるようにするため、職員は自宅における家具の固定等を行う。

エ 職員の配分調整案の作成

迅速かつ的確に非常時優先業務を実施するため、全庁的な職員の配分調整案を事前に作成する。

オ 業務経験者の活用

専門的な知識や経験等が必要な非常時優先業務の担当者が業務に従事できない場合に備え、各部課等が必要に応じて当該業務の経験者を業務の代行者として選定する。

カ 他の自治体への職員派遣要請

必要に応じて、災害対策基本法、地方自治法又は相互応援協定等に基づき、他の地方自治体等に職員派遣を要請する。

キ ボランティアの活用

非常時優先業務を実施する際、必要に応じてボランティアを活用する。

ク 会計年度任用職員の活用

非常時優先業務を実施する際、必要に応じて会計年度任用職員を活用する。

- ケ 非常時優先業務及びその業務に必要な職員数の再調整
非常時優先業務及びその実施に必要な職員数について、必要に応じて調整する。
- コ 勤務体制
災害発生後は、職員の長期的活動が想定されることから、交代体制の構築前であっても、定期的に休憩をとる。
- サ 職員の心のケア対策の実施
被災や非常時優先業務への従事により、精神的なストレスを抱えた職員に対し、心のケア対策を実施する。
- シ 職員の家族の安否確認
災害発生時に職員が家族の安否を確認できるよう、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（WEB171）等の利用方法を周知する。
また、業務のため家族の安否確認ができない職員については、他の職員が安否確認を代行し、その結果を当該職員に連絡する。

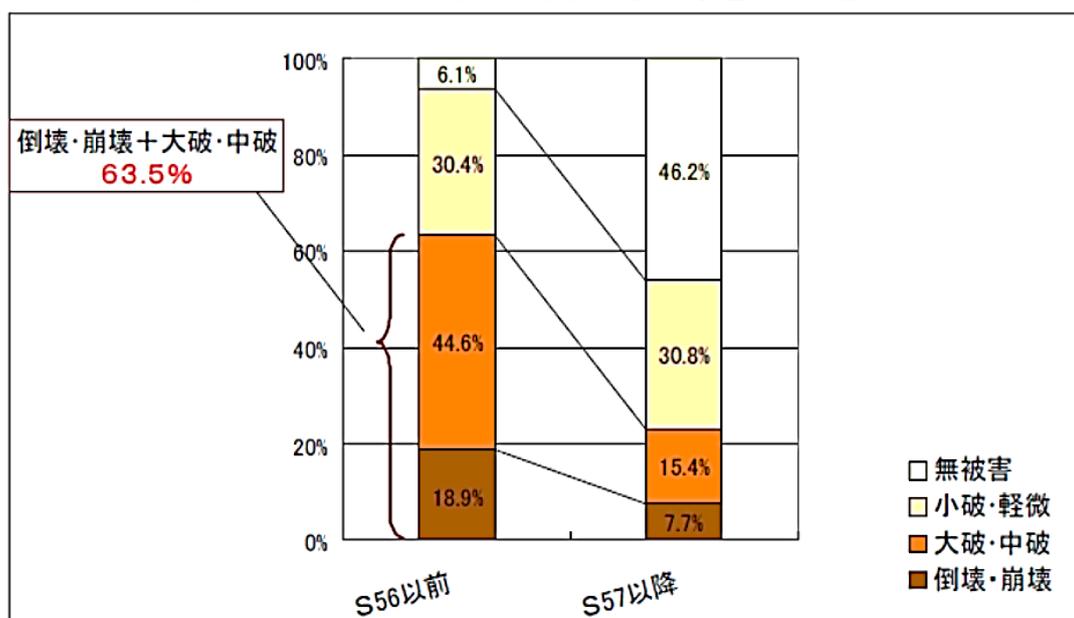
第2節 職員以外の共通資源

1 庁舎

(1) 現状

- ア 主な庁舎の概要は、図表5-13のとおりである。
 - イ 主な庁舎は、新耐震基準^{*}に適合している。
 - ウ 本庁舎本館、本庁舎別館は浸水想定区域にあり、洪水時に使用できない。
- ※ 「新耐震基準」・・・ 建築確認日が昭和56年6月1日以後の建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法による基準

<図表5-12> 阪神・淡路大震災における建物の被害状況



- 「倒壊・崩壊」・・・ 建築物の全体又は一部が、倒壊又は崩壊する場合
- 「大破」・・・ 柱のせん断・ひび割れ又は曲げ・ひび割れによる鉄筋の露出及び座屈、耐力壁に大きなせん断・ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められる場合
- 「中破」・・・ 柱に典型的なせん断・ひび割れ又は曲げ・ひび割れ、耐力壁にせん断・ひ

び割れ、2次壁又は非構造体に大きな損傷、エキスパンションジョイント・渡り廊下・塔屋等建築物の付属部分に局部的な構造体の破壊が見られる場合「小破」・・・柱及び耐力壁の軽微な損傷、2次壁又は階段室のまわりにせん断・ひび割れが見られる場合

出典：「住宅における地震被害軽減方策検討委員会（第1回）」資料（内閣府）

＜図表5-13＞ 主な庁舎の概要

庁舎名	建築年	構造	耐震性能	利用可能性
本庁舎本館	S37.10	SRC※ ¹	H25 耐震補強済	利用可能 (洪水時利用不可)
本庁舎別館	S59.3	SRC	新耐震基準適合	利用可能 (洪水時利用不可)
都南分庁舎	S60.6	SRC	新耐震基準適合	利用可能
玉山分庁舎	S62.5	RC※ ²	新耐震基準適合	利用可能
若園町分庁舎	S54.9	RC	新耐震基準適合 (H25 耐震診断結果)	利用可能
内丸分庁舎	S53.6	SRC	H12 耐震補強済	利用可能 (洪水時利用不可)
保健所	S57.3	SRC	H20 耐震補強済	利用可能
上下水道局 本庁舎	S48.9 (H1.3 増築)	RC	H22 耐震補強済	利用可能
市立病院	H11.7	SRC	新耐震基準適合	利用可能

※1 「SRC」・・・鉄骨鉄筋コンクリート造、※2 「RC」・・・鉄筋コンクリート造

(2) 課題

- ア 災害対策本部を設置する本庁舎は、浸水想定区域にあるため、洪水時は、災害対策本部を他の庁舎に設置する必要がある。
- イ 本庁舎本館6階にあるサーバー室及び交換機がある無線室が被災した場合、情報システム、電話等の使用が不能になるほか、庁舎への立入りが制限されること等により、復旧が困難になるおそれがある。
- ウ 火災、爆発等の2次災害が発生するおそれがある。
- エ ライフライン（電気、ガス、水道等）の機能が途絶するおそれがある。
- オ 窓等のガラス飛散、天井・外壁等の落下により、人的被害が発生するおそれがある。
- カ 各庁舎が被災した場合、全ての機能が使用不能となる。

(3) 対策

- ア 浸水等により災害対策本部を本庁舎に設置できない場合は、地域防災計画に基づき、都南分庁舎又は玉山分庁舎に設置する。
- イ 非構造材（天井、照明器具、窓ガラス等）の強化を図る必要がある。
- ウ 庁舎が使用不能となった場合の代替施設への機能移転及び部署配置を検討する。
- エ 代替施設が不足し、又は確保できない場合の屋外での業務継続方法（設置場所選

定、天幕・テント等の業務スペースの確保、非常時優先業務の資源確保等) を検討する。

2 電力

(1) 現状

ア 非常用発電機の整備状況は、図表 5-14 のとおりである。

イ 冷却方式は、おおむねラジエーター方式であるため、稼働中の給水が不要である。

放流式の場合は、冷却水を供給できなければ稼働不能となる。(都南分庁舎)

ウ 本庁舎本館のサーバー室には、無停電電源装置 (UPS) が設置されており、瞬断を含む停電時の対応 (サーバーの安全な停止等) が可能である。

エ 本庁舎別館 5 階 (危機管理防災課執務室) に非常時の防災関係機器への電力供給用として 2 台の蓄電池 (容量 2.5kWh、出力 1.5kVA) を保管している。

<図表 5-14> 非常用発電機の整備状況

庁舎名	燃料種別	冷却方式	出力	供給範囲	最低稼働時間※1 ()内は予備燃料利用時	連続運転時間※2	予備燃料	燃料の必要 備蓄量 (3日分) ※3 ※4
本庁舎 本館	重油 20,000ℓ	ラジエーター	500 KVA	全館 (通常業務 に対応可能)	83 時間	72 時間	なし	8,640ℓ
本庁舎 別館								
都南分 庁舎	重油 490ℓ	放流	200 KVA	照明の 30%、エレベーター、コンセント、消火ポンプ、電算室等	8 時間 (111 時間)	72 時間	6,000 ℓ	4,176ℓ
玉山分 庁舎	重油 150ℓ	水冷式 ラジエーター	100 KVA	一部の照明・コンセント、消火栓ポンプ、加圧給水ポンプ等	6 時間 (423 時間)	168 時間	9,500 ℓ	1,642ℓ
若園町 分庁舎	非常用発電機は整備されていない。							
内丸分 庁舎	非常用発電機は整備されていない。							
保健所	軽油	ラジエーター	320 KVA	1 階、2 階執務室・夜間急患診療所、6 階執務室、消火栓ポンプ等	2 時間 (6 時間)	72 時間	108ℓ	2,016ℓ
上下水道局本 庁舎	軽油	ラジエーター	200V- 100 KVA	各フロアの全コンセント及び照明	72 時間	72 時間	なし	1,894ℓ
市立病院	灯油 60,000 ℓ	自冷空 冷	1,000 KVA	エレベーター、非常用電源回路、無停電電源回路 (給水関連含む) 等	87 時間	96 時間	なし	3,464ℓ

- ※1 … 「燃料の最低貯留残量」÷「1時間当たりの燃料消費量」
最低貯留残量とは、年間を通じてタンク内の燃料が最も少ない時の残量
- ※2 … メーカー保証の連続運転時間、又はメンテナンスを要すると考えられる目安時間
- ※3 … 「1hあたりの燃料の消費量」×「3日分(72時間分)」
- ※4 … 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引(平成28年2月内閣府(防災担当))」において、「3日分(72時間分)は外部からの供給なしに非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされている。

(2) 課題

- ア 庁舎自体が被災した場合は使用不能となるおそれがある。
- イ 停電時に備えた非常用電源の確保(少なくとも3日分(72時間分))が必要であるが、保健所においては庁舎に備蓄スペースが無く、燃料の必要備蓄量を確保出来ず、また、若園町分庁舎、内丸分庁舎非常用発電機が整備されていない。なお、本庁舎本館、本庁舎別館、都南分庁舎、玉山分庁舎、上下水道局本庁舎、市立病院においては、燃料の必要備蓄量が確保できており、少なくとも3日分(72時間分)の非常用電源を確保できている。
- ウ 災害対応は24時間体制となるため、一旦、非常用発電機を稼働させると、停電が復旧しない限り稼働させ続ける必要があるが、停電が長期化した場合、燃料のほか、潤滑油、ラジエーター液、冷却水等の補給のため、稼働を停止させなければならない場合がある。
- エ 都南分庁舎において、冷却水を供給するための設備と非常用発電機との電気系統が接続されていないため、停電した場合、冷却水が供給できず稼働不能となるおそれがある。
- オ 燃料等が確保できない場合、電力が供給できない状況が長期化するおそれがある。

<図表5-15> 阪神・淡路大震災等の災害におけるライフラインの復旧

	阪神・淡路大震災 (平 7. 1. 17)	新潟県中越地震 (平 16. 1. 25)	新潟県中越沖地震 (平 18. 7. 16)	宮城県沖地震 (昭 53. 6. 12)
電気	1月22日復旧 〔約1週間〕	〔10日〕	7月18日復旧 〔2日〕	〔3～4日〕
上下水道	1月31日(30%) 2月27日(96%) 〔約1ヶ月〕	上水〔1ヶ月〕 下水〔半年〕	上水 8月4日復旧 〔20日〕 下水 8月14日復旧 〔約1ヶ月〕	上水〔1ヶ月〕 下水〔2ヶ月〕
ガス	2月28日(27%) 4月10日(99%) 〔約3ヶ月〕	〔1ヶ月〕	8月27日復旧 〔1ヶ月半〕	〔1ヶ月〕

出典：平成24年度実践的危機管理講座講義資料(岩手大学地域防災研究センター主任講師 越野修三氏)

(3) 対策

- ア 若園町分庁舎及び内丸分庁舎における非常用発電機の必要性を確認し、導入を検討する。
- イ 非常用発電機を連続稼働させるためのメンテナンス等について、保守事業者に確

- 認しておく。あわせて、非常時においても優先復旧対応ができる体制を整える。
- ウ 職員による燃料等の補給方法について確認するとともに、その作業に必要な体制を整える。
- エ 都南分庁舎について、冷却水を供給するための設備と非常用発電機との電気系統の接続等について検討する。
- オ 非常用発電機が自動で稼働しない場合に備え、手動による稼働方法を確認する。
- カ 電力を確保できない場合の非常時優先業務の実施方法（例えば、懐中電灯・ラジオ等の備え、手処理による業務執行の備え等）を検討する。
- キ 市が独自で燃料を備蓄することは困難と考えられること、また、東日本大震災の教訓により、他の機関からの燃料調達は望めない可能性が高いことから、多くの燃料を使用する市の施設からの燃料確保等（例えば、市立病院（灯油）と市総合プール（灯油）の連携等）について検討する。その際、給油方法、運搬方法、必要な改修等について考慮する。
- ク 災害時における電力復旧協力に関する協定、応急対策用燃料等調達に関する協定等に基づき、電力事業者による優先的な復旧及び必要に応じた発電機車の派遣、各庁舎の非常用発電機等への燃料供給の要請方法等について確認する。

3 エレベーター

(1) 現状

- ア エレベーターの設置状況は、図表5-16のとおりである。
- イ 全てのエレベーターには、閉込回避の機能が装備されている（エレベーターが緊急停止した場合、最寄りの階まで自動運転し扉を開ける。）。

<図表5-16> エレベーターの設置状況

庁舎名	基数	階層	緊急停止機能 (閉込回避機能)	復旧担当
本庁舎本館	2	8	有	保守事業者
本庁舎別館	2	8	有	保守事業者
都南分庁舎	1	4	有	保守事業者 (職員が対応可能な場合有)
玉山分庁舎	1	3	有	保守事業者
若園町分庁舎	1	5	有	保守事業者
内丸分庁舎	1	5	有	保守事業者
保健所	2	7	有	保守事業者
上下水道局本庁舎	—	3	—	—
市立病院	5	8	有	保守事業者

(2) 課題

- ア 地震の揺れ、又は停電により、全てのエレベーターが停止するおそれがある。
- イ 閉込防止機能により、閉じ込めの可能性は低いですが、装置が作動しないことも考えられる。

ウ エレベーターの復旧は、保守事業者による安全点検を行うまで困難であり、数日間エレベーターが利用できないおそれがある。

(3) 対策

ア エレベーターの早期復旧を図るため、保守事業者による優先対応の体制を確保する。

イ 必要に応じて、エレベーターにおける閉込救出の訓練等を実施する。

ウ エレベーターが利用できない場合、障がいを持つ職員の執務場所の見直し等の措置を講じる。

エ エレベーターの復旧後においても、余震による閉じ込めの危険性が考えられることから、しばらくの間は職員の利用は控える等の対応が必要であるが、重量物品等の移動等を含め、運用方法を検討する。

4 電話

(1) 現状

ア 災害時に使用が想定される電話の配備状況は、図表5-17のとおりである。

イ 交換機には蓄電池が設置されていることから、交換機を介する電話は、停電時においても数時間の通話は可能である（内丸分庁舎は、各階1台のみ通話が可能）。

ウ 電力が確保できない場合でも、交換機を介さないアナログ回線の電話は、使用可能である。

エ ^{ふくそう}輻輳する状況においても、アナログ回線の災害時優先電話及び災害時優先携帯電話は、^{ふくそう}輻輳の影響を受けにくい。

オ アナログ回線の断線、災害時優先携帯電話の基地局が被災した場合等を想定して、本庁舎別館、都南分庁舎、玉山分庁舎、若園町分庁舎、盛岡市保健所及び消防本部（消防対策室）等に衛星携帯電話（13台）を配備している。

カ 岩手県をはじめとした自治体とのホットラインとして、本庁舎別館403会議室及び危機管理防災課に各1台（2回線）岩手県所管の衛星電話が設置されている。

キ 交換機の転倒対策は、おおむね施されている。

<図表5-17> 災害時に使用が想定される電話の配備状況

庁舎名	固定電話（内線電話）		携帯電話		公衆電話	（備考） アナログ 回線数
	災害時 優先	蓄電池 稼働時間	災害時 優先	衛星		
本庁舎本館	8回線	4時間30分 ～16時間	7基	3基	1基	13回線
本庁舎別館					1基	
都南分庁舎	2回線	4時間	-	1基	1基	2回線
玉山分庁舎	3回線	1～2日間	2基	1基	1基	3回線
若園町分庁舎	-	3時間	-	2基	-	-
内丸分庁舎	-	3時間	-	-	-	-
保健所	3回線	3時間	-	1基	1基	3回線

上下水道局本庁舎	2回線	3時間	-	1基 ※	-	-
市立病院	-	3時間	26回線	-	5基	13回線
消防本部 (消防対策室)	-	-	2基	1基	-	-

※ 浄水場（新庄、米内、沢田）には衛星携帯電話（各1台、計3台）を配備している。

(2) 課題

- ア 庁舎自体が被災し、又は停電が長期間にわたる場合、使用不能になるおそれがある。
- イ 各庁舎の交換機を介した電話は、交換機が被災した場合、通話が不能となる。
- ウ 一般固定電話及び一般携帯電話は、災害発生後数日間、^{ふくそう}輻輳、通信制限等の影響を受けるため、通信が困難となるおそれがある。
- エ 回線が断線し、及び携帯電話基地局が被災した場合は、災害時優先電話及び災害時優先携帯電話の通信が不能となる。
- オ 災害時優先電話、災害時優先携帯電話等が未配備の庁舎がある。

(3) 対策

- ア 衛星携帯電話（11台）及び県所管の衛星電話（2台）により通信手段を確保する。ただし、県所管の衛星電話は、庁舎内の配線が断線した場合使用不能である。
- イ 庁舎自体が被災した場合等に備え、衛星携帯電話等の通信手段確保について、国、県、事業者と体制構築を図る。
- ウ 非常時における通信資機材の提供、復旧工事の優先実施等について、協定に基づき、通信事業者と連携する。
- エ アナログ回線電話、災害時優先電話、衛星携帯電話、県所管の衛星電話及び公衆電話について、職員へ敷設場所等の周知を図るとともに、効果的な活用方法について検討する。
- オ 庁舎が被災した場合に備え、衛星携帯電話を持って避難する意識付けを行う。
- カ 災害時優先電話、災害時優先携帯電話等が未配備の庁舎には、その配備を検討する。

5 IP無線

ここでは、市民への情報伝達手段としての防災行政無線（同報系）ではなく、職員間の連絡手段として、IP無線を対象とする。

(1) 現状

IP無線の設置状況は、図表5-18のとおりである。

<図表5-18> IP無線の設置状況

所管課	台数	(内訳)
危機管理防災課	30台	盛岡地域 24台 玉山地域 6台
上下水道局総務課	67台	盛岡地域 65台 玉山地域 2台

(2) 課題

I P無線の円滑な操作のため、マニュアルや訓練が必要である。

(3) 対策

- ア 普段取り扱っていない職員でも操作できるよう、設置場所の周知や操作マニュアル等の整備更新を行う。
- イ I P無線の通信訓練を実施し、円滑に操作できるようにする。

6 情報システム・重要な行政データ

(1) 現状

- ア 共通資源として扱われる情報システムの概要は、図表5-19のとおりである。
- イ 電子メールやインターネット、その他ネットワーク上でデータ通信を行う情報システムの一部については、情報企画課が所管しているサーバー室において、サーバーの転倒防止、データのバックアップの対策が取られている。
- ウ 電力について、上下水道局本庁舎以外の庁舎では非常用発電機が設置されている。
- エ それぞれのシステムやサーバーは、無停電電源装置（UPS）により安全なシャットダウン等が可能である。
- オ 各庁舎ともサーバー室がある場所は、耐震性能が確保されている。
- カ バックアップすべき重要な行政データとしては、地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ（税金や水道料金等の収納状況に関する情報、国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報、許認可の記録・経過等の情報、重要な契約・支払い等の記録情報）及び災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類（住民記録、外国人登録、介護受給者情報、障害者情報、道路その他復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ、情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書）がある。

<図表5-19>共通資源として扱われる情報システムの概要

システム 運用場所	情報システム名	サーバー 設置場所	非常用 電源	復旧時間	
				自力	委託 事業者
本庁舎 各分庁舎 施設等	グループウェア システム	委託事業者	非常用発電機 UPS	—	3日
	ネットワーク システム	本庁舎本館			
	戸籍システム	委託事業者			
	住民記録システム	本庁舎本館			
	文書管理システム	本庁舎本館			
	財務会計システム	本庁舎本館			
上下水道局 本庁舎	財務会計・文書管理 システム	委託事業者	非常用発電機 UPS	—	電源供給 再開時
	ネットワーク システム	上下水道局 本庁舎	UPS	—	
	図面情報管理 システム	上下水道局 本庁舎	UPS		

	上下水道システム	委託業者	UPS	—	
市立病院	会計システム	市立病院	非常用発電機 UPS	—	3日
	電子カルテシステム	市立病院	非常用発電機 UPS	-	原則システム停止 なし

※ 「UPS」… 無停電電源装置。停電時にサーバーのシャットダウンに必要な程度の電気を供給する蓄電池。

(2) 課題

- ア 庁舎自体が被災した場合、使用不能になるおそれがある。
- イ 復旧対応については、委託事業者による対応が必要な場合が多く、電力の確保、委託事業者の対応状況等によっては、復旧までに3日程度を要する。
- ウ 上下水道局では、非常用発電機が整備されていないため、電気事業者による電力の復旧までシステムが使用できない。
- エ サーバーが被災した場合は、システムを再構築する必要が生じるため1カ月程度の期間が必要となる。
- オ 電気事業者の施設が被災し、電力供給の再開に数日かかる事態に陥った場合、各庁舎の非常用発電機の稼働時間に限りがあるため、サーバーの稼働を維持することができなくなるおそれがある。
- カ 庁舎の通信機器やインターネットのネットワーク、インターネットエクスチェンジ*等が被災した場合には、災害発生後数日程度は、インターネットの回線性能が低下したり、サービスが利用できなくなるおそれがある。

(※ インターネットエクスチェンジ：インターネット相互接続点（東北では仙台市に設置）)

(3) 対策

- ア 情報企画課及び業務システムの所管課は、所管するシステムの設備や機能を復旧するため、委託事業者との連絡体制の確立や災害発生時の対応について確認するとともに、協定の締結、契約段階での災害発生時の条件設定等による対策を講じる。
- イ サーバー室用空調システムの優先復旧及び代替手段について検討する。
- ウ 可能な範囲で、職員がシステムの復旧対応ができるよう、復旧手順書等を作成し、その手順書に基づく復旧訓練等を実施する。
- エ 各部課等は、災害発生時に各種情報システム等の使用ができないことを前提とした業務継続方法について事前に確認する。
- オ 各部課等は、各種情報システム等が被害を受けた場合に、復旧等に伴う情報漏えいを防止するための措置を講じる。
- カ 非常用発電機が使用できない場合や電子データが損傷した場合に備え、重要な行政データについては電子データのみならず、紙媒体による保持を行うことを検討する。

7 執務環境（什器等・窓ガラス）

(1) 現状

- ア キャビネット等の転倒・落下防止、ガラス飛散防止の対策は十分に実施されていない。

イ キャビネット等を利用したカウンターを設置しているほか、通路にキャビネット等を並べている場合がある。

(2) 課題

ア キャビネット等の転倒・落下、収納物及びガラスの飛散により、人的被害が発生するおそれがあるとともに、庁舎内が通行不能となり、避難・消火・救助活動等に支障が生じるおそれがある。

イ 業務スペース及び通路がふさがれるほか、ドアの開閉が困難になるおそれがあり、環境回復に相当の時間を要することとなる。

(3) 対策

ア 什器等の転倒・落下防止及びガラスの飛散防止等の対策を講じる。

イ 固定できない什器等は、配置場所の見直し（落下しにくい場所への配置、重量物の下方配置等）、簡易固定等の措置を行う。

ウ 什器等の上に書類や荷物を積み上げないようにする。

エ 出入口、非常口及びそこまでの経路を確保する。

オ 負傷者の救命・救助等のため、バールやジャッキ等の大型工具を配備する。

8 食料・飲料水・トイレ等

(1) 現状

ア 食料・飲料水

(ア) 職員用の食料・飲料水の必要備蓄量は「最低3食3日分」である。

(イ) 上下水道局は、職員約150人分の食料・飲料水を3食3日分備蓄している。

(ウ) 災害発生後3日目以降、職員用の食料・飲料水は支援物資等により確保されると想定される。

(エ) 貯水槽は、本庁舎、分庁舎等にそれぞれ設置され、1日当たりの平均使用水量から想定される、断水時における使用可能日数は、1日から4日程度と差がある。

イ トイレ

貯水槽内の水を飲料水と併用している場合が多い。使用可能日数は、おおむね飲料水と同様である。

<図表5-20> 水の確保に係る想定

庁舎名	貯水槽		供給先		断水時想定 利用可能日数	
	場所	容量 ()内は最大容量)	水道	トイレ	水道	トイレ
本庁舎本館	地下	水道水 40 m ³	○	×	4日	4日
		井戸水 40 m ³	×	○		
本庁舎別館	屋上	水道水 20 m ³	○	×	4日	4日
		井戸水 30 m ³	×	○		
都南分庁舎	地下	水道水 22 m ³	○	×	2日	2日
	屋上	水道水 6 m ³	○	○		
玉山分庁舎	屋外	水道水 20 m ³	○	○	3日	3日

若園町分庁舎	1階	水道水 12 m ³	○	○	3時間	3時間
内丸分庁舎	1階 屋上	水道水 8 m ³ 水道水 3 m ³	○	○	半日	半日
保健所	地下	水道水 6 m ³ (12) 井戸水 10 m ³ (23)	○ ×	×	2日	2日
	8階	水道水 6 m ³ 井戸水 9 m ³	○ ×	×		
上下水道局 本庁舎	地下 屋上	水道水 9 m ³ (18) 水道水 2 m ³ (4)	○	○	1日	1日
市立病院	1階 屋上	水道水 100 m ³ 水道水 24 m ³ 井戸水 16 m ³	○ ○ ×	×	2日	6時間

※ 水道水・井戸水が供給されず、高架水槽・受水槽の水のみを利用した場合を想定
(ただし、非常用発電機の有無を考慮)

(2) 課題

ア 食料・飲料水

災害発生後、職員は、職場、避難所、被災現場等で過酷な応急業務に継続して従事することとなる。非常時優先業務を迅速かつ的確に実行することが、被災者への救援対策につながることから、職員の体力の消耗を補い、非常時優先業務の実施体制を整える必要があるが、上下水道局を除き、職員用(約2,120人)の食料と飲料水は備蓄されていない。避難所等の備蓄を使用することも考えられるが、避難者用のため職員に配分できないと考えられる。

イ トイレ

(ア) トイレは、排水設備が被害を受けているおそれがあるため、災害発生後は水洗トイレの使用を禁止することも考えられる。

(イ) 職員用の簡易トイレは備蓄されていない。貯水槽の水を利用する場合、高架水槽からの自然落下により使用可能だが、地下受水槽から高架水槽への水の供給には、非常用発電機による加圧ポンプへの電力供給が必要となる。

ウ その他(生活用品)

泊まり込みで非常時優先業務に従事する職員の生活用品(毛布等)について、具体的な検討は行われていない。

(3) 対策

ア 食料・飲料水

(ア) 非常時優先業務に従事する職員用の食料・飲料水を備蓄することを検討する。また、勤務時間外に災害発生し職員が参集する際には、必要な物資を持参することを推進する。

(イ) 食堂、自動販売機等、庁内施設を活用する。

(ウ) 貯水槽の水の効果的な利用方法について検討する。

(エ) 職員に対して机やロッカー等に必要な物資を備蓄しておくことの奨励等について検討する。

イ トイレ

(ア) 節水・節電及び排水設備の被害を考慮し、災害発生後は水洗トイレの使用制限等

の対策を講じる。

(イ) 水洗トイレが使用できるようになるまでの代替トイレ（簡易トイレ、仮設トイレ等）の確保及び設置場所について検討する。

ウ その他（生活用品）

泊まり込みで非常時優先業務に従事する職員の生活用品（毛布等）の確保について検討する。（生活用品については、男女の性差等による違いを認識・配慮する必要がある。）

9 消耗品

(1) 現状

ア 業務に使用する消耗品は、災害用の特別な備蓄はないため、災害発生時の在庫で対応することとなる。

イ コピー用紙は、各庁舎に数週間程度の在庫があると想定される。

なお、購入する場合は、通常、発注から納品まで数日を要する。

ウ コンピューター用消耗品（プリンター用トナー等）については、災害発生から1週間程度は補充が滞る可能性があるが、数週間分のストックがあると考えられるため、これらの消耗品等については、平常通りの確保がされていれば、災害発生直後は支障がないものと考えられる。

(2) 課題

ア 庁舎自体が被災した場合、在庫の消耗品等を使用することが困難になるおそれがある。

イ コピー用紙やコンピューター用消耗品については、ある程度在庫があるものの、在庫が不足した場合は、緊急に調達する必要がある。災害発生から1週間程度の期間においては混乱や道路の渋滞等により、納品が遅れるおそれがある。

(3) 対策

ア 各部課等は、事前に印刷、準備することが可能な様式等については、必要に応じてあらかじめ印刷し、災害発生時のプリンター用トナー等の使用量の削減を図る。

イ 各部署は、災害発生時において電力が供給されないことを想定した消耗品等の在庫管理を行うとともに、消耗品等の効果的な使用方法を検討する。

ウ 各部課等は、緊急時に消耗品等が不足している場合、全体での調整を行うため、その内容を庁内に周知する。また、この調整を円滑に行うためコピー機器間で融通可能な消耗品を事前に把握しておく。

エ 消耗品等の災害時の調達について、納入事業者に連絡・供給体制を確認しておく。

10 車両

(1) 現状

各庁舎において、4人以上が乗車可能な一般的な車両の台数は次のとおりである。特殊車両を除いて算出した。

なお、普通 乗合の区分は、バスである。

<図表 5-21> 各庁舎における乗用車両の台数

庁舎名\車両	普通		小型		軽		合計	普通
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		乗合
本庁舎本館	10	4	12	1	4	8	39	7
本庁舎別館	2	0	0	0	8	10	20	0
内丸分庁舎	0	0	0	0	3	4	7	0
都南分庁舎	1	1	0	1	3	16	22	1
玉山分庁舎	1	7	4	6	2	11	31	10
若園町分庁舎	3	1	0	2	1	15	22	0
保健所	0	0	0	2	4	6	12	0
市立病院	1	0	0	0	1	0	2	0
上下水道局 本庁舎	1	0	1	1	4	20	27	0
その他	1	4	2	7	5	34	53	0
合計	20	17	19	20	35	124	235	18

(2) 課題

ア 配車

災害発生時は、避難所への職員や物資の輸送、被害状況の調査等のため車両が不足する場合がある。

イ 燃料

流通が麻痺した場合、燃料が不足する場合がある。

ウ 安全

被害箇所、浸水箇所などを走行した場合、被災する可能性がある。

(3) 対策

ア 配車

災害発生時における車両の不足は、部内で調整することとし、部内等で調整ができない場合は、管財課が全庁的に調整することとする。

イ 燃料

(ア) 日常的に、燃料の残量が半分以下になったら給油する。

(イ) 災害協定に基づき、応急対策用燃料等を調達する。

ウ 安全

(ア) 職員に被害箇所、浸水箇所などを十分に周知するとともに、運転手は周囲に注意し安全を確認しながら運転するものとする。

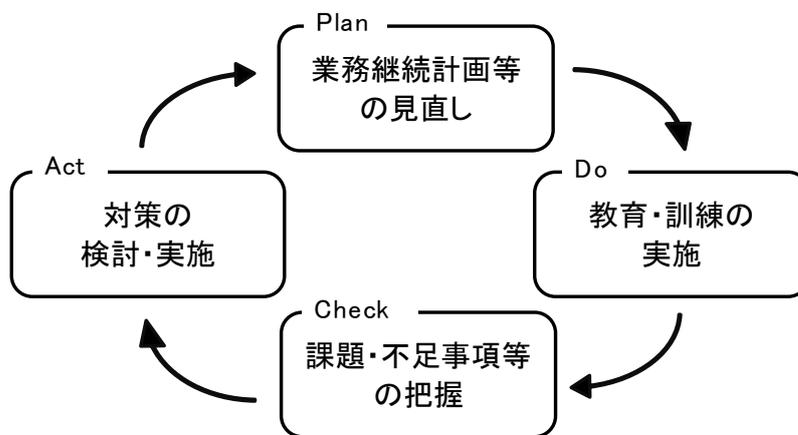
(イ) 車両には、運転手を含めて原則2名以上乗車するものとする。

第6章 業務継続体制の強化に向けた取組

1 業務継続体制の強化の必要性

本計画を発動する大規模地震等の発生時には、全庁一丸となった組織的な対応が必要であることから、全職員が非常時優先業務を実施する際の手順や役割等を理解し、行動できるようにすることが重要である。また、本計画は、策定時に完全なものが出来上がるものではないことから、教育・訓練の実施等を通じ、職員の理解を深め、行動力を向上させるとともに、課題や不足事項等を把握した上で対策を検討・実施し、継続的に計画を改善することが必要である。

<図表6> 業務継続体制強化のためのマネジメントサイクル



(1) 教育・訓練の実施

本計画の発動に当たっては、職員の対応力の強化が不可欠であることから、教育や実践的な訓練、具体的には、初動対応のための手順訓練及びシナリオ非提示型（状況付与型）の図上訓練等を実施することとする。

(2) 課題・不足事項等の把握

教育・訓練の結果を検証し、課題や不足事項等について把握するものとする。

(3) 対策の検討・実施

課題や不足事項等への対策について検討するものとする。

(4) 業務継続計画等の見直し

対策について、業務継続計画や活動マニュアル等に反映するものとする。

2 実施体制

本計画の進捗管理を行う必要があることから、盛岡市危機管理指針（平成24年3月29日市長決裁）第2章1に規定する各部等の次長級等の職員をもって組織される危機管理連絡会議等において、本計画に基づく対策の検討、情報の共有、計画の見直し等を行う。

3 業務継続の取組に係る今後の展開

今後、次の観点からも、業務継続の取組を進めていくものとする。

(1) 本計画の非常時優先業務に係る個別資源の課題の抽出、対策の検討

(2) 本計画の非常時優先業務に関連した外部組織（指定管理者、委託事業者、防災関係機

- 関、協定締結事業者等)の業務継続体制の構築
- (3) 非常時優先業務に係る活動マニュアル等の作成・見直し
 - (4) 本計画の定期的な見直し